

静医発第783号
令和3年7月6日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一



妊婦等に対する新型コロナウイルスワクチンの接種について

標記の件につきまして、別添のとおり、静岡県健康福祉部長及び静岡県産婦人科医会長より通知がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス（メッセージャーRNA）ワクチンの接種対象が順次拡大されていく中で、妊婦や妊娠している可能性がある女性が適切な判断に基づき予防接種を受けられるよう、接種に携わる医療従事者の方に向けた情報がまとめられました。詳細は別添通知をご確認ください。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会関係医療機関への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知については、静岡県より、各市町宛て通知がなされております。地域における接種体制については、引き続き、市町と調整の上、実施いただきますようお願いいたします。



医地第 299 号
感新第 384 号
令和 3 年 7 月 1 日

一般社団法人静岡県医師会 会長 様

静岡県健康福祉部長

妊婦等の新型コロナウイルスワクチンの接種について

日頃、本県の周産期医療の充実につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンの接種対象が順次拡大されていく中で、妊婦や妊娠している可能性がある女性(以下「妊婦等」という。)が適切な判断に基づき予防接種を受けられるよう、接種に携わる医療従事者の方に向けた情報をまとめましたので、下記内容を貴会会員の皆様へ周知いただきますよう、お願いいたします。

記

妊娠初期を含め、希望する妊婦等は、新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンの接種(以下「ワクチン接種」という。)を受けることができます。

詳細については、以下の(1)から(4)と令和3年6月17日付けで日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会及び日本産婦人科感染症学会が連名で発出した「—新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンについて—」(別添参照)の内容を御確認ください。

- (1) ワクチン接種については、一般に接種するメリットがデメリットを上回ります。
- (2) 感染者が多い地域、感染リスクが高い職種、基礎疾患を合併している妊婦等は、特にワクチン接種を検討する必要があります。
- (3) 副反応については、妊婦とそれ以外の一般の方で差はありませんが、接種によって発熱した場合は早めに解熱剤を服用するよう勧めてください(アセトアミノフェンは内服可能です)。
- (4) ワクチン接種後もこれまでと同様の感染予防策(マスクの適切使用、手洗い、人混みの回避)は継続する必要があります。

担 当 地域医療課 地域医療班
電話番号 054-221-2348

令和3年6月17日

妊産婦のみなさまへ

日本産科婦人科学会 木村 正
日本産婦人科医会 木下勝之
日本産婦人科感染症学会 山田秀人**—新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンについて—**

新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンは、これまで医療従事者や高齢者を中心に接種が行われてきましたが、今後は基礎疾患を持つ方、それ以外の方へと順次拡大されます。

皆さまが最も関心のある「妊婦さんへの接種」については、すでに多くの接種経験のある海外の妊婦に対するワクチン接種に関する情報では、妊娠初期を含め妊婦さんとおなかの赤ちゃん双方を守るとされています。また、お母さんや赤ちゃんに何らかの重篤な合併症が発生したとする報告もありません。したがって**日本においても、希望する妊婦さんはワクチンを接種することができます。**

妊婦健診は普段通り受けていただき、産婦人科施設以外で接種を受ける場合は、その前にかかりつけ医にワクチン接種の適否に関してご相談ください。

- ◆妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に後期の感染ではわずかですが重症化しやすいとされています。
- ◆一般に、このワクチンを接種することのメリットが、デメリットを上回ると考えられていますので、特に感染の多い地域や感染のリスクの高い医療従事者等や、糖尿病、高血圧、気管支喘息などの基礎疾患を合併している方は、ぜひ接種をご検討ください。
- ◆副反応に関し、妊婦さんと一般の人に差はありませんが、発熱した場合には早めに解熱剤を服用するようにしてください。アセトアミノフェンは内服していただいて問題ありませんので頭痛がある場合も内服してください。
- ◆新型コロナワクチン接種の予診票には、「現在妊娠している可能性はありますか。または授乳中ですか。」という質問がありますので、「はい」にチェックし、**あらかじめ健診先の医師に接種の相談をしておきましょう。接種してよいと言われていれば、その旨を接種会場の間診医に伝えて、接種を受けてください。**
- ◆妊娠中の方は、里帰り先など住民票と異なる居住地で接種を受ける場合でも「住所地外接種届」の提出は不要です(「基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合」に準じた対応が可能です)。
- ◆予定された2回のワクチンを接種しても、これまでと同様に感染予防策(適切なマスク使用、手洗い、人混みを避けるなど)は続けてください。
- ◆情報(問い合わせ先)等
 - ・各地元の保健所、都道府県の相談センター等の一覧;
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html
 - ・新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け:厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html
 - ・厚生労働省の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html
 - ・新型コロナワクチンQ&A
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0027.html>

以上

医地第 299 号
感新第 384 号
令和 3 年 7 月 1 日

各市町妊婦ワクチン接種所管課長 様

静岡県健康福祉部地域医療課長
静岡県健康福祉部新型コロナウイルス対策課長

妊婦等の新型コロナウイルスワクチンの接種について

日頃、本県の周産期医療の充実につきましては、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンの接種対象が順次拡大されていく中で、妊婦や妊娠している可能性がある女性(以下「妊婦等」という。)が適切な判断に基づき予防接種を受けられるよう、接種を検討する妊婦等に向けた情報をまとめましたので、下記内容を貴市町内の妊婦等に周知いただきますよう、お願いいたします。

記

妊娠初期を含め、希望する妊婦等は、新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンの接種(以下「ワクチン接種」という。)を受けることができます。

詳細については、以下の(1)から(5)と令和3年6月17日付けで日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会及び日本産婦人科感染症学会が連名で発出した「—新型コロナウイルス(メッセンジャーRNA)ワクチンについて—」(別添参照)の内容を御確認ください。

- (1) ワクチン接種については、一般に接種するメリットがデメリットを上回ります。
- (2) 産婦人科施設以外で接種を受ける予定がある場合は、かかりつけ医にワクチン接種について相談してください。
- (3) 感染者が多い地域、感染リスクが高い職種、基礎疾患を合併している場合は、特にワクチン接種を検討する必要があります。
- (4) 副反応については、妊婦とそれ以外の一般の方で差はありませんが、接種によって発熱した場合は早めに解熱剤を服用してください(アセトアミノフェンは内服可能です)。
- (5) ワクチン接種後もこれまでと同様の感染予防策(マスクの適切使用、手洗い、人混みの回避)は継続してください。

担 当 地域医療課 地域医療班
電話番号 054-221-2348



2021年6月29日

静岡県医師会会長
紀平 幸一殿

静岡県産婦人科医会
会長 古川 雄一



妊婦に対する新型コロナウイルスワクチンについて

謹啓 時下ますますご健勝のことと存じます。

さて、新型コロナウイルス（メッセンジャーRNA）ワクチンの妊婦さんへの接種について、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本産婦人科感染症学会で合意した見解を、別添のように「妊産婦のみなさまへ」と題して6月17日に公表致しました。その通知には、「**希望する妊婦さんはワクチンを接種することができます**」とあります。（添付1）

厚労省によるワクチン接種の順序によれば、妊婦は、高齢者への接種、基礎疾患を有する者に次いで、「これ以外の者に対し、ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ 順次接種」の群に入り、まもなくワクチンの予約票と予診票が配布されると思います。

その際、現在使用している新型コロナワクチン接種の予診票には、「現在妊娠している可能性はありますか。または授乳中ですか」という質問があります。

医学的また産科学的にみて接種が不可でなければ、「はい」にチェックするよう妊婦に指導しています。

ワクチンを希望する妊産婦が接種を受けられなくならないように、「はい」と記載された場合は、産科主治医の許可があることを、妊婦本人より接種会場の問診医に伝えることとなりますので、その旨ご確認の後、滞りなく接種が行われますよう会員各位に周知していただきたく存じます。

しかし、妊婦が産科主治医に相談なく、接種会場に来た場合でも、妊娠していることから問診票には妊婦は「はい」と記載します。その場合は、念のため、産科主治医から、接種が可能であるとの判断をもらった後に、再度接種するように指導していただきたく存じます。



なお、妊産婦のワクチン接種に関する情報は、関連3学会の「妊婦に対する新型コロナウイルスワクチンについて」の通知を添付しますので、予めご確認いただくように周知徹底をお願いいたします。

謹白